

－生産性向上特別措置法－

「革新的データ産業活用計画」認定申請のご利用の手引き

目次

1. 革新的データ産業活用計画の概要.....	2
(1) 制度の概要.....	2
(2) 制度利用のポイント.....	2
(3) 本制度の対象となりうる事業者.....	3
(4) 税制措置適用の流れ.....	4
2. 手続き方法.....	6
(1) 申請書の策定.....	6
(2) 事前相談・申請.....	6
(3) 個人情報保護委員会への協議.....	7
(4) 変更申請.....	8
(5) 実施状況報告.....	8
3. 事前相談窓口・申請書提出先.....	9
4. 申請書の記載方法.....	12
参考1. 各種様式の記載例.....	28
(1) 申請書（様式第19「5_革新的データ産業活用の内容・実施時期」）記載例.....	28
【類型1】（他社及び個人から得たデータを利活用する場合）.....	28
【類型2】（センサーデータ等を利活用する場合）.....	29
【類型3】（事業所間・グループ企業間で重要データを利活用する場合）.....	30
(2) 計画概要資料（事業者作成用）記載例.....	31
(3) 実施状況報告（様式第45）記載例.....	32
参考2. Q & A.....	33

## 1. 革新的データ産業活用計画の概要

### (1) 制度の概要

「革新的データ産業活用計画」は、一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用に必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入などにより短期間で生産性の向上を図ることを目的として策定するものです。

当該計画について、税制要件も含めて主務大臣の認定を受けた場合、計画に基づいて実施される設備投資について、税制の支援を受けることができます（適用対象は2021年3月末までに取得し事業の用に供した設備等。ただし、2020年3月末までに認定を受けた計画に限ります。）。

#### 【計画認定の要件】

##### ①データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

##### ②セキュリティ面

必要なセキュリティ対策が講じられていることをセキュリティの専門家(登録セキスペ等)が担保

##### ③生産性向上目標

投資年度から一定期間において、

以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率2%以上
- ・投資利益率：年平均15%以上

#### 課税の特例の内容

➤ 認定された事業計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じる。

対象設備	特別償却	税額控除
ソフトウェア 器具備品 機械装置	30%	3% (法人税額の15%を限度)
		5% ※ (法人税額の20%を限度)

#### 【対象設備の例】

データ収集機器（センサー等）、データ分析により自動化するロボット・工作機械、データ連携・分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）、サイバーセキュリティ対策製品 等

#### 最低投資合計額：5,000万円

（最長5年間の計画における設備の取得価額の合計）

※ 計画の認定に加え、継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合。

### (2) 制度利用のポイント

#### 【ポイント1】計画実行のための支援措置（税制措置）をご用意

認定計画に基づき取得した一定の設備について、法人税等の特例措置を受けることができます。

#### 【ポイント2】業種・資本金規模による活用制限なし

本制度の税制措置は、要件を満たせば業種及び資本金規模を問わず、幅広くご活用いただけます。

(注1) 大企業等は、以下のいずれにも該当しない場合(その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合等を除く。)

には、本税制による税額控除の規定を適用しないこととされています。

a) 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

b) 国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えること。

(注2) 本税制措置の対象資産には一部例外がございます。(主に試験研究の用に供するものや、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業の事業の用に供する資産等は税制措置の対象外となります。)

なお、詳細については租税特別措置法や本資料のQ&Aをご確認ください。

### (3) 本制度の対象となりうる事業者

- ・本制度は、新たにデータ利活用を行い、生産性向上を目指す事業者の取組を広く支援することを目的としたものであり、「革新的データ産業活用に関する指針」(平成30年総務省・経済産業省告示。以下「活用指針」という。)の「第一 革新的データ産業活用の方法、データの安全管理の方法その他革新的データ産業活用に関する事項」に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。

具体的には、下記のいずれかに該当する投資計画をお考えの方は本制度の対象となる可能性があります。該当する場合には、本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局にご相談ください。

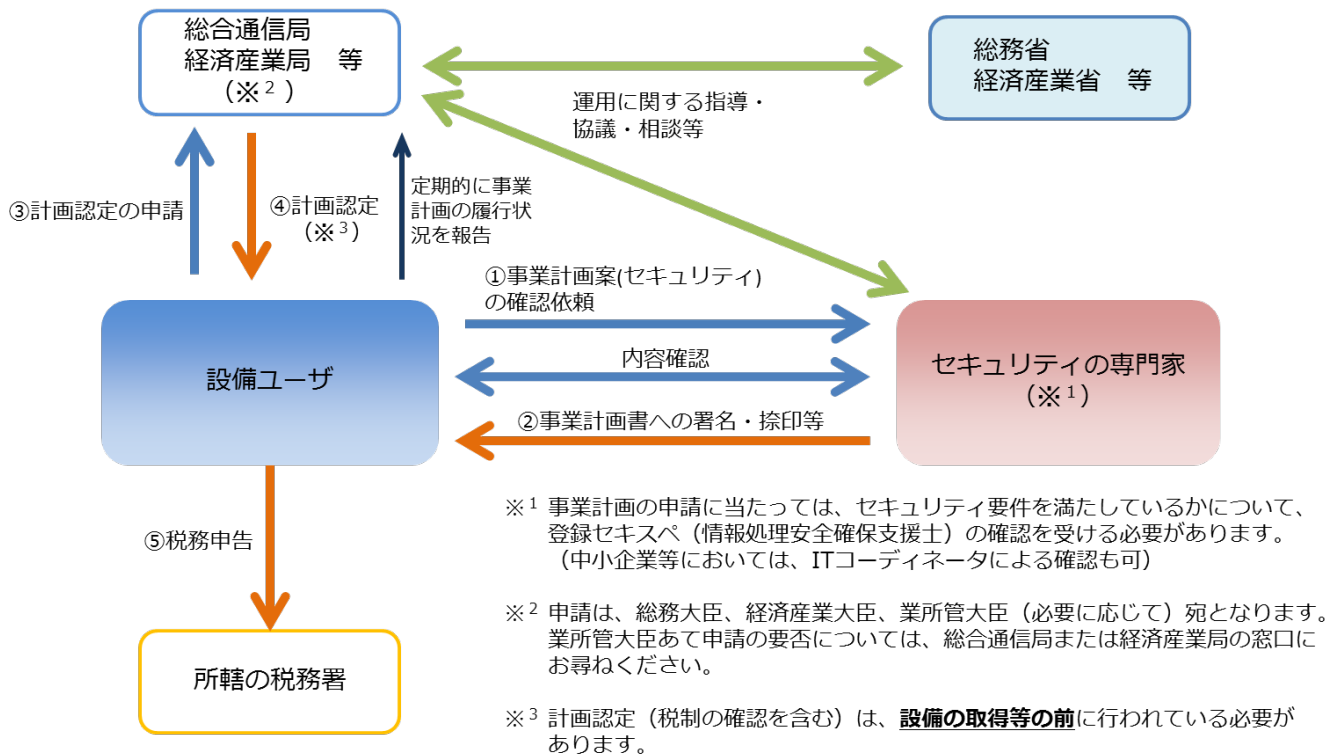
- 顧客・取引先等の外部からのデータを新たに利活用する場合
  - センサーデータ等を新たに利活用する場合
  - 距離的に離れた事業所間・グループ内企業間で重要データを利活用する場合
- ※なお、いずれもデータを連携するだけでなく、連携したデータの分析および生産活動・経済活動への反映が必要となります。

- ・併せて、「生産性向上特別措置法第29条の規定に基づく生産性の向上に特に資するものとして主務大臣が定める基準」(平成30年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示)に定める要件等を満たすことにより、税制措置を受けることができます。
- ・なお、特定革新的データ産業活用を行おうとする事業者においても、活用指針に定める「重点的に実施すべき分野」に限らず、幅広く、協調領域におけるデータの利活用等に努めるものについて、認定を行います(なお、国の機関等の保有するデータの提供を求めるに当たっては、別途、データの安全管理に関する確認を受ける必要があります。)

#### 【特定革新的データ産業活用に関する事項に関する問い合わせ】

経済産業省商務情報政策局情報経済課 TEL:03-3501-0397

#### (4) 税制措置適用の流れ



#### 申請書（革新的データ産業活用計画）の策定

- 申請される事業者は、様式第19「革新的データ産業活用計画の認定申請書」（以下、「申請書」という。）を策定します。策定にあたっては「2. 手続き方法」を参照してください。

#### 申請書の申請

- 申請書を提出する場合は、記載の不備等を確認するとともに、計画に記載するデータ連携・利活用内容について事業所管省庁との関連を確認するため、申請書を提出する前の事前相談を推奨しています。事前相談は、申請書案を持って本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局に対面で行ってください。遠方などの理由により電話やメールでのやりとりを希望する場合も、その旨事前に本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局へ相談してください。なお、事前相談を経ずに申請書をご提出することも可能ですが、記載事項等の不備によって差し戻し等が発生する可能性がありますので、可能な限り事前相談を受けられることをお勧めします。
- 事前相談を行った総合通信局及び経済産業局の両局宛に申請書を提出します（事前相談はどちらか一方の局）。加えて、事前相談時に必要があると判断された場合は事業所管省庁宛にも申請書を提出します。

## ✚ 計画の認定

- ・申請された計画が認定の要件を満たすと判断された場合、申請を行った総合通信局、経済産業局、事業所管省庁（申請した場合のみ）から認定書がそれぞれ交付されます。但し、事前相談を行った申請であっても、認定を行う省庁間の調整や認定書の発行手続きにより、申請から認定までは最長30日程度かかりますのでご了承ください（個人情報保護委員会への協議期間は除く。）。
- ・正式申請をしていただいた時点で設備取得までの期間が短い場合には、認定書の発行が設備の取得までに間に合わない場合もありますので、余裕をもったの申請をお願いします。特に、個人情報保護委員会への協議が必要となるケースにおいては、書面のみでのやりとりとなることから、抽象的な記載や説明が不足している場合には確認のための時間を要します。そのため、具体的な説明・記載を心がけていただくとともに、確認のための時間を見越した早期の申請をしていただくようお願いします。

## ✚ 革新的データ産業活用計画の開始、取組の実行

- ・革新的データ産業活用促進のための取組を実行し、設備の導入および設備を事業の用に供していただいた上で、所轄の税務署にて税務申告を行ってください。  
※計画認定の前に取得等をした設備は税制適用の対象外となります。

## 2. 手続き方法

### (1) 申請書の策定

①申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

総務省HP：[http://www.soumu.go.jp/ict\\_seisan/index.html](http://www.soumu.go.jp/ict_seisan/index.html)

経済産業省HP：[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/data-katsuyo/iot-zeisei/iot-zeisei.html)

②申請書の作成にあたっては「4. 申請書の記載方法」をご覧ください。

※申請書の記載例（本資料の「参考1」）も併せてご覧ください。

### 【申請書作成上のポイント】

- ★1 本計画において、データの収集・連携・分析・指示の一連の方法が明確に記載されており、これによってどのような効果が見込まれるかが具体的であること。
- ★2 新たに投資する設備は、★1との関係が分かるように記載するとともに、各設備の機能などが具体的なものであること。
- ★3 生産性向上の目標として記載する労働生産性と投資利益率は、★1と関係する範囲で算出していること。

### (2) 事前相談・申請

以下の手続きに従って事前相談・申請を行ってください。

①申請書（様式第19）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料、公表用の計画概要資料）を添付の上、本手引きに記載のある本社所在地を管轄する総合通信局または経済産業局に、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明（事前相談）いただき、申請書の記載の不備等の確認及び事業所管省庁への申請の有無を確認してください。その上で、総合通信局及び経済産業局の両局並びに事業所管省庁（業所管大臣への申請が必要な場合）宛に郵送または直接それぞれ提出してください。なお、事前相談を行った総合通信局または経済産業局の窓口にもとめて提出することも可能です。

【申請書類】 **総合通信局**・**経済産業局**・**事業所管省庁** 宛

- ・申請書（様式第19）
- ・本申請の根拠となる資料
- ・計画概要資料（事業者作成用）※本資料の内容は公表されます。
- ・返信用封筒 ※レターパックなど到着確認のできるものを推奨

（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。）

申請書類のうち「本申請の根拠となる資料」は、事業計画に記載された設備の導入が社内の稟議書等に基づいたもの（関係者の意思統一がなされ、実施が確実なもの）であるか、労働生産性や投資利益率算定の根拠として適切であるか等を確認するために求めるものです。

- ②申請書を提出してから、通常30日程度（個人情報保護委員会への協議が必要な案件を除く。）で、①の申請書、添付書類に基づき、申請された計画が認定の要件を満たすと判断された場合に、認定書（様式第20）を申請書の写しと併せてそれぞれ交付されます。

### （3）個人情報保護委員会への協議

申請計画で用いられるデータに個人情報が含まれる場合であって、下記のいずれかに該当する場合は、個人情報保護委員会への協議が必要です。

- ①保有個人データに該当するデータを用いる場合
- ②個人データに該当するデータを第三者に提供する場合（委託、事業承継に伴う提供、共同利用に当たる場合を除く。）

この協議は、個人情報保護法およびガイドライン等に照らし、データ利活用の取組において個人情報が適正に取扱われている旨を確認することを目的とします。

委員会との協議は、事前相談と平行して総務省もしくは経済産業省が行います。協議の結果により、申請書の修正や事実確認、根拠となる資料の提出が必要になる場合があります。

スムーズな協議の進行のため、以下の点にご協力ください。

- ①あらかじめ下記の点に留意して申請書を作成してください。
  - 具体的な記載例は、本手引の記載例およびチェックリスト（参考資料1）を参照してください。
  - ・計画内で用いられる個人情報の種類、項目を網羅してください。
  - ・個人情報の取得や利用目的の通知、法人間の個人データ移動などが、ガイドライン等に照合して適切な方法で行われていることがわかるように記述してください。
  - ・根拠となる資料として個人情報の取扱いを定める規程や契約（社規やプライバシーポリシー等）を確認する場合がありますので、あらかじめ準備してください。
- ②あらかじめ「個人データ データフロー図（参考資料2）」を作成してください。

計画における法人間のデータ移動の流れを把握することで、協議を短縮することを目的としています。事前相談の際に窓口となる総合通信局・経済産業局へ提出してください。

※個人情報保護法およびガイドライン等に照らした上で、個別の事例において判断に迷われる場合は、個人情報保護法相談ダイヤル（03-6357-9849）へお問い合わせください。

#### (4) 変更申請

- ・事業者は、当該認定を受けた申請書の内容を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務大臣の変更認定を受けなければなりません。
- ・具体的には、認定を受けた申請書に記載のデータ連携・利活用に関する内容の変更、実施するために必要な新たに取得する設備の変更、設備投資金額が5,000万円を下回る場合の金額変更等は軽微な変更には該当しませんので、必ず変更申請を行ってください。
- ・一方で、事業者の代表者の交代や本社の住所変更等、法22条第4項の認定基準に照らし、認定を受けた申請書の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。
- ・軽微な変更該当するかについては、事前相談を行った総合通信局または経済産業局にご確認ください。

#### 【申請書類】 **総合通信局**・**経済産業局**・**事業所管省庁** 宛

- ・変更申請書（様式第23）
- ・認定書の写し（申請書の写し）
- ・本申請の根拠となる資料
- ・変更計画概要資料（事業者作成用）※本資料の内容は公表されます。
- ・返信用封筒 ※レターパックなど到着確認のできるものを推奨  
（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。）

#### (5) 実施状況報告

- ・認定書の交付を受けた事業者は、計画実施期間において各企業の事業年度終了後3ヶ月以内に、実施状況の報告（様式第45）を、事前相談を行った総合通信局または経済産業局に提出してください。



### 3. 事前相談窓口・申請書提出先<総務省総合通信局・経済産業省経済産業局>

【本社所在地を管轄する総合通信局・経済産業局の対比表】

管轄区域	総務省 総合通信局	経済産業省 経済産業局
北海道	北海道総合通信局 情報通信連携推進課	北海道経済産業局 情報・サービス政策課
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北総合通信局 情報通信連携推進課	東北経済産業局 製造産業課情報政策室
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 情報通信連携推進課	関東経済産業局 地域経済部次世代・ 情報産業課
新潟県、長野県	信越総合通信局 情報通信振興室	
静岡県	東海総合通信局	
岐阜県、愛知県、三重県	情報通信連携推進課	中部経済産業局
富山県、石川県	北陸総合通信局	次世代産業課情報政策室
福井県	情報通信振興室	近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 情報通信連携推進課	
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国総合通信局 情報通信連携推進課	中国経済産業局 地域経済課
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国総合通信局 情報通信振興課	四国経済産業局 地域経済課
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 情報通信連携推進課	九州経済産業局 情報政策課
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

【総務省】

総合通信局名	住 所	電話番号
北海道総合通信局 情報通信連携推進課	〒060-8795 札幌市北区北 8 条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北総合通信局 情報通信連携推進課	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-0609
関東総合通信局 情報通信連携推進課	〒102-8795 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1683
信越総合通信局 情報通信振興室	〒380-8795 長野市旭町 1108	026-234-9974
東海総合通信局 情報通信連携推進課	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第 3 号館	052-971-9316
北陸総合通信局 情報通信振興室	〒920-8795 金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4431 076-233-4430
近畿総合通信局 情報通信連携推進課	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6942-8546
中国総合通信局 情報通信連携推進課	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36	082-222-3471
四国総合通信局 情報通信振興課	〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4	089-936-5061
九州総合通信局 情報通信連携推進課	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7803
沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階	098-865-2304

【経済産業省】

地方局名	住 所	電話番号
北海道経済産業局 情報・サービス政策課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-700-2253
東北経済産業局 製造産業課情報政策室	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4895
関東経済産業局 地域経済部次世代・ 情報産業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0284
中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2 - 5 - 2	052-951-0570
近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6966-6008
中国経済産業局 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号	082-224-5630
四国経済産業局 地域経済課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33	087-811-8513
九州経済産業局 情報政策課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館	092-482-5440
沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1730

## 4. 申請書の記載方法

様式第十九 (第10条関係)

革新的データ産業活用計画の認定申請書

年 月 日

**1**

総務大臣 殿  
経済産業大臣 殿  
〇〇大臣 殿

**2**

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

**3**

住 所  
名 称  
代表者の氏名 印

生産性向上特別措置法第22条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 生産性向上特別措置法施行規則第10条第2項又は第3項に該当する場合は、当該各項に掲げる書類を添付する。

革新的データ産業活用計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者名 (事業者が法人の場合) \_\_\_\_\_

資本金又は出資の額 \_\_\_\_\_

常時使用する従業員の数 \_\_\_\_\_

**※1** 法人番号 \_\_\_\_\_

**※2** 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 \_\_\_\_\_

**4** 連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等) \_\_\_\_\_

- 1**
- ・総務大臣及び経済産業大臣を連名で記載してください。
  - ・事前の相談で業所管省庁への申請が必要とされた場合は、業所管大臣も連名に追加してください。官職名が記載されていれば氏名は省略しても構いません。
- 2** **3**
- ・氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、登録されている実印としてください。
  - ・共同申請者が居ない場合は記載不要です。
- 4**
- ・本計画の記載に関する問い合わせをさせていただきますことでもありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

### 特記事項

- ・日付は申請書の提出日を記載してください。事前相談の際は空欄で構いません。
- ①②③**
- ・申請書は必要な範囲 (申請先・申請者等) で追加してください。
- ・申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
- ・代表者の氏名には役職名も記載してください。
- ④連絡先**
- ・電子メールアドレスがない場合は、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。
- ・**※1** 法人番号は商業登記簿謄本に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載してください (ハイフン不要)。個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。
- ・**※2** 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号 (2桁) を記載してください。
- ・「1 名称等」には主たる申請者となる事業者のみの情報を記載してください。

2 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無

(1) 特定革新的データ産業活用の実施の予定の有無

5 有・無

(2) 特定革新的データ産業活用事業者としての生産性向上特別措置法第26条第1項の規定による主務大臣の確認の要否(国の機関等のデータの提供の求め)

要・否

3 生産性向上に特に資するものとしての主務大臣の確認の要否(税制適用の要否)

6 要・否

7 4 革新的データ産業活用の目標

8 5 革新的データ産業活用の内容及びその実施時期

①	データの収集及び活用の類型	
②	連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明	
③	データの収集方法	
④	データの連携方法	
⑤	データの活用方法 (データを整理し、他の事業者を提供する場合にあつては、それらの方法を含む。)	
⑥	データを直接活用する事業の業種 (日本標準産業分類の中分類から選択)	
⑦	データの活用による生産、販売 その他事業活動の変化	
⑧	実施時期	

5  
・「無」とした場合、本計画における項目11「特定革新的データ産業活用」の内容は記載不要です。

6  
・「否」とした場合、本計画における項目「6 データの安全管理」(2)、「8 生産性向上の目標」(3)、「9 本計画のために新たに投資する設備」は記載不要です。

7  
・計画全体の概要とデータ活用によって行おうとする目標を、データ活用の内容との関連が分かるように記載すること。

8  
・次頁参照

### 特記事項

⑤他の事業者にデータを提供する予定の有無を選択してください。  
「有」とした場合は(2)のデータの提供の求めの要否を回答ください。

⑦「4.革新的データ産業活用の目標」例

・業務効率化、コスト削減、市場変化への対応、新技術・新製品・新サービス等の開発や利用、ビジネスモデルの変革、顧客・市場分析の強化、事業・ラインの拡大、データ流通、企業間における協調により新たな事業の創出・社会課題解決等

※<5 ⑦>との関連が分かるように記載してください。

今回のデータ活用がどのような変化をもたらすのかを記載してください。

8 「5 革新的データ産業活用内容及びその実施時期」記載例

①データの収集及び活用の類型

・下表の1から3であてはまるものをすべて欄内に記載してください。(複数選択可)

②連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明

・①で選択した類型に対して、下表を参照の上で補足説明を欄内に記載してください。

①類型	②連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明
1 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータを既存の内部データと合わせて連携し、利活用すること	○他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータの内容 ○連携する内部データの内容
2 自らセンサー等を利用して新たに取得するデータを既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること	○センサー等を利用して新たに収集するデータの内容 ○連携する内部データの内容
3 同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争力上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること	○連携する法人又は事業所の名称 ○連携するデータの内容、そのうち漏えい又は毀損した場合に競争上不利益が生ずるおそれのあるデータ、及び当該データが漏えい又は毀損した場合に生ずるおそれのある不利益の内容

③データの収集方法

・継続的かつ自動的にデータを収集する方法及び利用機器・ソフトウェアをそれぞれ記載してください。

④データの連携方法

・継続的にデータを連携及び分析する方法及び利用機器・ソフトウェアをそれぞれ記載してください。

⑤データの活用方法

・分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法及び関係機器・ソフトウェアを記載してください。

・「2 特定革新的データ産業活用事業の実施等の予定の有無」で、「有」(データの整理をし、他の事業者提供に提供する)と回答された場合は、その整理及び提供の方法も記載してください。



⑥データを直接活用する事業の業種

- ・データ活用に係る主な事業の業種を、日本標準産業分類の中分類から選択し、その名称及びその番号を記載してください。

※ただし、392 情報処理・提供サービス業の場合は、小分類まで含めて特定して記載してください。

⑦データの活用による生産、販売その他事業活動の変化

- ・今回のデータ活用により、これまでになかったものであって新たにどのような生産、販売その他事業活動の方法や取組が行えることとなるかを記載してください。

⑧実施時期

- ・革新的データ産業活用の実施を予定している時期を5年以内で記載してください。

※投資期間とは、設備取得から事業の用に供すまでの期間のことを指します。

	2018fy	2019fy	2020fy	2021fy	2022fy	2023fy	2024fy	2025fy
<b>コネイン税制 適用期間</b> <small>※2020年3月31日までに 認定を受けた計画に限る。</small>	2018年6月6日～2021年3月31日							
<b>例1) 【投資期間】 2018年10月～12月</b>	<b>投資期間</b>	<b>生産性目標算出期間</b> (投資年度の翌年度から3年間)						
<b>例2) 【投資期間】 2018年10月～ 2019年8月</b>	<b>投資期間</b>	<b>生産性目標算出期間</b> (投資年度の翌年度から3年間)						
<b>例3) 【投資期間】 2018年10月～ 2022年6月</b>	<b>投資期間</b> <small>※税制適用の設備は2020年度までに取得し、事業の用に供したものに限る</small>					<b>生産性目標算出期間</b> (投資年度の翌年度から3年間)		

■認定申請書の記載は以下のとおり

- 例1) 2018年10月～12月 (生産性目標算出期間：2019年度～2021年度)
- 例2) 2018年10月～2019年8月 (生産性目標算出期間：2020年度～2022年度)
- 例3) 2018年10月～2022年6月 (生産性目標算出期間：2023年度～2025年度)

9

## 6 データの安全管理

## (1) データの安全管理の方法

①	データにアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限する機能	
②	データ連携を行うシステム間の通信経路から盗取されないような機能	
③	データに対する外部からの不正なアクセスに対する防御に必要な機能	
④	データを連携させるシステムに対する不正なアクセス等を検知する体制	
⑤	不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針	
⑥	データの提供を受ける法人又は個人における安全確保対策	
⑦	データを連携させるシステムについての定期的な脆弱性確認の方法	

9

・次項参照

10

## (2) 上記内容の適正性及びその運用について担保をする情報処理安全確保支援士

氏名  
登録番号

- (注) 1. 申請者が中小企業者の場合は、IT コーディネータでも可。  
2. 登録されていることを示す書類の写しを添付すること。

## 7 個人情報の取扱い

(1) 本計画に係る革新的データ産業活用において用いられるデータにおける、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第6項に規定する個人データの有無

11

有 ・ 無

10

・税制適用が不要の場合は記載不要です。

11

・今後取得する見込みがある場合に「有」を選択してください。

## 特記事項

- ⑩税制適用されるためには、本記載内容の適正性及びその運用について担保をした登録情報処理安全確保支援士（中小企業者等の場合はIT コーディネータでも可）の自筆の署名が必要になります。  
※申請書を基に対策の概要を説明していただき、不明瞭な部分については別途口頭や資料等でご説明してください。それらがデータの活用方法を考慮した時にセキュリティ対策として妥当なものになっているかといったことを登録情報処理安全確保支援士等に確認・判断していただき、計画上妥当なものになっているようであれば署名していただくことを想定しています。  
※IT コーディネータによる署名の場合、直近の税務申告別表（一）等を添付してください。

- ⑪本計画に係る革新的データ産業活用において用いられる、個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データの有無について選択してください。



9 「6 データの安全管理（1）データの安全管理の方法」記載例

記載内容	記載例
<p>① データの種類に応じてアクセスできる組織又は個人を必要最小限に制限するための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該データ連携基盤にアクセスする人物・機器に対して認証機能があり、システム内で行動する許可を与えたりログインを拒否したりする仕組みを有している。</li> <li>・ネットワークやファイルシステムにおいてアクセスコントロールリスト等を用いてアクセスコントロールを実施している。</li> <li>・認証や認可に関する処理をログとして記録し、アクセス権の妥当性を検証している。</li> </ul>
<p>② データ連携を行うシステム間の通信経路が第三者に盗聴されないようにするための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データがインターネット等のオープンな経路を通過する場合は、VPNの使用やデータの暗号化等を行い盗聴や漏えいに備えている。</li> <li>・無線LANにおいて、暗号化やフィルタリング、アクセスポイントのログ収集等を行っている。</li> </ul>
<p>③ データに対する外部からの不正なアクセスに対して防御するための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該データ連携基盤に接続されるすべての機器、ソフトウェアについて脆弱性対策を実施している。</li> <li>・ファイアウォールや侵入検知・防御システムを利用し、外部からの侵入への対策を実施している。</li> </ul>
<p>④ データを連携させるシステムへの不正なアクセスを検知するための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログやシステムのログを定期的に参照し、不正アクセスを検知できる体制を構築している。</li> <li>・セキュリティ監視・運用サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。</li> </ul>
<p>⑤ 不正なアクセス等により被害が生じた場合の対処方針を記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSIRT やそれに準ずるインシデント発生時の対策部門がある。</li> <li>・外部のセキュリティサービス提供者と常時連絡が取れる体制を事前に用意しており、さらに対策マニュアル類を整備している。</li> </ul>
<p>⑥ データ連携の提供先部門・企業において、適切なセキュリティ対策が実施されていることを確認するための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ対策が、当該データ連携基盤を利用するすべての企業・部門において効果的に稼働していることを定期的に監査し、不具合がある場合にはそれを是正する仕組みや体制を構築している。</li> <li>・情報セキュリティ監査サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティ上の脅威の変化により必要なセキュリティ対策が新たに発生した場合、当該データ連携基盤を利用するすべての企業・部門において、速やかにその適用を行うことについての合意が取れている。 (連携先がない場合)</li> <li>・データ連携・利活用は自部門内で完結しており、他部門・他社へのデータ提供は行われておらず、該当なし。</li> </ul>
<p>⑦ データ連携を行うシステムにおいて、定期的に既知の脆弱性がないことを確認し、必要に応じて対処するための仕組みを記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該データ連携基盤で使用するハードウェア、ソフトウェアは、導入時及び定期的に脆弱性診断を受けている、又は受けることになっている。</li> <li>・使用するハードウェア、ソフトウェアに対してベンダーや第三者から脆弱性の報告があった場合には、当該データ連携システムへの影響を検討し、修正を行うことができる体制を構築している。</li> <li>・脆弱性診断サービスを利用する場合、経済産業省が定める「情報セキュリティサービス基準」及び当該基準を満たすと認められた企業を記載した「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」に記載があるサービスを利用している。</li> </ul>

## (2) 本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法

①	個人データの種類 (保有個人データを含む 場合にあつては、その旨 及び内容を明記すること)	
②	活用の目的	
③	情報の項目	
④	要配慮個人情報を用いる 場合にあつては、その内容	
⑤	活用方法の概要	
⑥	提供元	
⑦	取得方法	
⑧	匿名加工情報を作成する 場合におけるその方法	
⑨	第三者提供を行う場合にお けるその方法 (個人情報保護法第23条 第2項に規定する方法によ る場合にあつては、その旨、 具体的方法及び個人情報保 護委員会への届出の有無・ 時期等)	
⑩	第三者提供を受ける場合 におけるその方法	
⑪	外国にある第三者からの 提供を受ける場合における その概要	
⑫	外国にある第三者への 提供を行う場合における その概要	
⑬	安全管理措置及び委託先の 監督の概要	
⑭	従業員に対する個人情報の 取扱いに関する教育・啓発	
⑮	個人情報の取扱いに関して 法令遵守を担保する 担当部署名及び連絡先	
⑯	個人データの件数	

・次頁参照

## 特記事項

## (2) 本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法

- ・「7 個人情報の取扱い(1) 個人情報の取扱い」で、「無」(個人データは無い)と回答された場合は、記載不要です。
- ・今後取得する見込みがある個人データについては、現時点で想定される内容を記載してください。
- ・個人データの種類ごとに記載するようにしてください。

12 「7 個人情報の取扱い（2）本計画の主たる目的として活用する個人データの内容及びその取扱いの方法」記載例

記載いただく内容	
①	<p>・顧客データ、職員データなど活用するデータの種類をすべて記載してください。 ※保有個人データを含む場合にあっては、その旨及び内容を明記してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「顧客データ（氏名、住所等を含む保有個人データ）」 「顧客購買データ（氏名、アカウント ID、購入商品情報等を含む保有個人データ）」</p>
②	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、革新的データ産業活用との関係を記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「顧客基本データ、顧客購買データ、顧客 Web 閲覧データ：それぞれを連携分析することで、各顧客の消費・嗜好の傾向を分析する。」</p>
③	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、メールアドレス、位置情報、購買履歴等の項目について、それぞれの関連性も含めて記載、要配慮個人情報に該当する場合はその旨記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「顧客基本データ：氏名、住所、性別、生年月日、アカウント ID」 「分析結果データ：各顧客の購買傾向、予測データ」</p>
④	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、下記に記載した個人情報保護法施行令第 2 条を基に、要配慮個人情報に含まれる記述等（健康診断の結果、身体障害等）を具体的に記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「健診結果データ：健康診断結果の各数値、評価、生活指導コメント」</p>
⑤	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、個人データの入手方法、自社での利用方法、第三者への提供の有無等を記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「顧客基本データ：サービスを利用する顧客から自社が直接取得し、他社が運営するクラウドサーバ上で連携分析し、グループ各社へ提供し活用する。」 「健診結果データ：定期健診を受診する従業員から委託先業者が取得し、自社が第三者提供を受け、オンプレのサーバ上で連携分析し、活用のため他事業者へ提供する。」</p>
⑥	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、社外の別の組織・団体から入手した場合は、当該組織・団体の概要を記載してください。</p> <p>・提供元の他の法人や個人（顧客等）の「範囲」が分かるように記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt; 「顧客基本データ：サービス利用契約を締結した顧客」 「健診結果データ：健康診断を実施する医療法人〇〇」</p>

⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①で分類したデータの種類ごとに、会員登録時に顧客が自ら記載、カメラでの撮像等のデータの取得手法を記載してください。</li> <li>・提供元からのデータの取得に際して個人情報の利用目的の通知、公表又は明示をどのように行っているのか記載してください。(契約時に利用目的を明示、WEB上で利用目的を公表等)</li> </ul> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「顧客自身がサービス利用契約書面に記入し、あるいは申込サイト上で入力したものを取得する。利用目的は契約書面に記載あるいは申込サイトに表示することで明示するほか、自社HP上のプライバシーポリシー (<a href="https://...">https://...</a>) で公表している。」</p>
⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①で分類したデータの種類ごとに、匿名加工情報の作成を行うか否か、その方法として、委託事業者の活用の有無、体制の概要等を記載してください。</li> </ul> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「匿名加工情報の作成を行う。実施の際は、委員会規則で定める基準に従った安全管理措置を講じた上で、委員会規則で定める基準に従った匿名加工を行う。」</p>
⑨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①で分類したデータの種類ごとに、個人情報保護法における第三者提供に該当する場合(注1)には、第三者提供を行う個人データ・匿名加工情報の項目、提供の方法、利用目的等の概要を記載してください。</li> </ul> <p>※個人情報保護法第23条第5項各号に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法等を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供先の「範囲」が分かるように記載してください。</li> </ul> <p>※下記に記載した個人情報保護法第23条第2項に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法及び個人情報保護委員会への届出の有無・時期等を明記してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「グループの共通基幹システムを介して国内グループ会社へ共同利用により提供する。共同利用の範囲、利用目的等はあらかじめ自社プライバシーポリシーをホームページで公表しているほか、グループの個人情報取扱規程を定め、適切な取扱い及び責任の所在を明確にしている。」</p>
⑩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①で分類したデータの種類ごとに、個人情報保護法における第三者提供に該当する場合(注1)には、第三者提供を受ける個人データ・匿名加工情報の項目、提供の方法、利用目的等の概要を記載してください。</li> </ul> <p>※個人情報保護法第23条第5項各号に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法等を明記してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「本人の同意に基づき、〇〇社からAPI連携により委託として提供を受ける。」</p>

⑪	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、どういった国・地域の第三者から提供を受けるか、個人データの項目、提供の方法、利用目的等の概要を記載してください。</p> <p>※個人情報保護法第23条第5項各号に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法等を明記してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「本人の同意に基づき、〇〇国の〇〇社からAPI連携により委託として提供を受ける。」</p>
⑫	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、P21に記載した個人情報保護法第24条における外国にある第三者への提供に該当する場合には、どういった国・地域の第三者に提供するか、個人データの項目、提供の方法、利用目的等の概要を記載してください。</p> <p>※個人情報保護法第23条第5項各号に規定する方法による場合にあっては、その旨、具体的方法等を明記してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「グループの共通基幹システムを介して国内外のグループ各社へ共同利用（法第23条第5項）により提供する。提供に当たってはグループの個人情報取扱規程を定めており、個人情報の保護に関する法律第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施を担保している。」</p>
⑬	<p>・事故発生時の手順等に係る社内規程の有無、委託先との契約における個人データの取扱いに関する規定の有無、第三者認証（PマークやISMS等）を得ている場合はその旨を記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「業務における個人情報の取扱、漏洩時の対処手順、罰則等を個人情報取扱規程として定めているほか、委託先である株式会社〇〇との委託契約において、個人情報の利用範囲、取扱方法等を定めている。また、Pマーク及びISMS認証を取得している。」</p>
⑭	<p>・個人データの安全管理が図られるよう、どのような教育・啓発を行っているのか、違反行為を行った従業員に対して、どのような措置を講ずるか記載してください。</p> <p>・①で分類したデータ種類ごとに部署が異なる場合は、それぞれ記載してください。</p> <p>&lt;記載例&gt;</p> <p>「個人データの取扱いに関する留意事項について、全従業員に定期的な研修を行っているほか、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則および個人情報取扱規程に定めている。」</p>
⑮	<p>・部署名・連絡先を記載してください。</p> <p>・①で分類したデータ種類ごとに部署が異なる場合は、それぞれ記載してください。</p> <p>※責任の所在を明確にする観点から、原則一部署を記載してください。</p>
⑯	<p>・①で分類したデータの種類ごとに、年間での取扱い想定件数を記載してください。</p>

(注1) 次の①から③までの場合については、下記に記載した個人情報保護法第23条第5項に基づき、  
個人データの提供先(本計画の申請者から見た提供先)は第三者には該当せず、当該提供は、個人情報保護法における個人データの第三者提供には該当しません。

①委託(法第23条第5項第1号関係)

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報取扱事業者(本計画の申請者)から提供先に対して、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しません。

※「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & AにおけるQ5-33(第三者に該当しない場合)もご参照ください。

②事業の承継(法第23条第5項第2号関係)

個人情報取扱事業者(本計画の申請者)から提供先に対して、合併、分社化、事業譲渡等により事業が承継されることに伴い、当該事業に係る個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しません。

③共同利用(法第23条第5項第3号関係)

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、共同利用をする旨、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的、当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しません。

詳細については、個人情報保護法及び関係ガイドライン等をご参照ください。

また、同法の解釈に迷いが生じる場合には、「個人情報保護法相談ダイヤル」電話：03-6357-9849、受付時間9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)にお問合せください。

個人情報保護法相談ダイヤル URL：<https://www.ppc.go.jp/application/pipldial/>

## < 参 考 >

### ●個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

（第三者提供の制限）

#### 第23条第2項

個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
- 二 第三者に提供される個人データの項目
- 三 第三者への提供の方法
- 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 五 本人の求めを受け付ける方法

#### 第23条第5項

次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

（外国にある第三者への提供の制限）

#### 第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合



には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

## ●個人情報保護法施行令

### 第2条

法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

13

(3) 個人情報保護法及び関連法令等の遵守並びにそれを担保する方法  
本計画の内容及び本計画の実施において、個人情報保護法及び関連法令等を遵守するか。

14

する ・ しない  
それを担保する方法：

15

8 生産性向上の目標  
(1) データ活用による生産性の変化の内容

16

(2) 労働生産性

①	現状 (数値)	
②	投資計画策定翌年度の見込み	
③	投資計画策定翌々年度の見込み	
④	投資計画策定翌々々年度の見込み	
※1	⑤ 伸び率の年平均の3年間の 平均値 (数値)	

17

(3) 投資利益率

①	設備投資額 (税制の対象に 関するものに限る。)	
※2	② 投資計画策定翌年度の営業利益 と減価償却費の増加額の合計の 見込み	
③	投資計画策定翌々年度の 営業利益と減価償却費の 増加額の合計の見込み	
④	投資計画策定翌々々年度の 営業利益と減価償却費の 増加額の合計の見込み	
⑤	3年間の平均値 ( (②+③+④) / ① )	

13

・「7 個人情報の取扱い (1) 個人情報の取扱い」で「無」と回答した場合は記載不要です。

14

記載例：

- ・認定個人情報保護団体の個人情報保護指針を遵守
- ・民間認証の取得
- ・社内規程の整備
- ・外部監査の活用等

15

・売上高、人件費等、項目ごとにどのような変化が見込まれるか、データ活用との因果関係が分かるように記載してください。

16

17

・全て (1) との因果関係が分かるよう算出方法を記載し、本計画におけるデータ活用の取組みに関わる事業の範囲で算出してください。

・事業の用に供する年度を起算年度としてください。

17

・税制適用が不要の場合は記載不要です。

### 特記事項

#### 8 生産性向上の目標

・データ活用による生産性の変化の内容の期間については、投資した年度の翌年度から3年間を記載してください。

#### ※1 青枠内

労働生産性の伸び率の年平均については、年平均成長率 (CAGR) により算出してください。

$$〔CAGR〕 = \sqrt[3]{(④ \div ①)} - 1$$

#### ※2 青枠内

認定申請書様式 (Excel 形式) では②、③、④ 投資計画策定翌年度以降の営業利益と減価償却費の増加額の合計見込みは投資利益率計算入力方式シートから年度ごとの営業利益と減価償却費の増加額の合計を3で除した数値が自動的に反映されます。認定申請書様式 (Word 形式) には、認定申請書様式 (Excel 形式) の数字をそのまま転記してください。

18

## 9 本計画のために新たに投資する設備

## (1) 全ての設備

	設備の種類	設備の名称	設備の型式/機能	数量	事業の用に供する時期	合計金額 (千円)	税制 対象
1							
2							
3							
合計							

19

## (2) 上記のうちデータ連携に必要なソフトウェア

	設備の名称	設備の型式/機能	データ連携において果たす役割
1			
2			

20

## 10 革新的データ産業活用に必要な資金の額及びその調達方法

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
データ活用に必要な資金の合計額							
データ活用に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注) 1. 「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

2. 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

21

## 11 特定革新的データ産業活用の内容

## (1) 関係する産業分野

(2) 主に収集するデータの内容とその提供元

(3) 整理することにより生成されるデータ

(4) 主なデータの提供先

18 19

・税制適用が不要の場合は記載不要です。  
※資産管理台帳ベースで作成してください。

20

・「9 本計画のために新たに投資する設備 (1) 全ての設備」に記載の合計額に加えて、その他の費用 (税制の対象となるソフトウェア、機械装置又は器具備品以外の設備投資経費やクラウドサービスを含む外部サービス費用等) の合計額を記載してください。

21

記載例：

- (1) 自動走行・モビリティサービス
- (2) 自動車会社の保有する走行データ、国土地理院の保有する地図データ等
- (3) 3次元地図データ
- (4) 自動車会社、防災事業者等

## 特記事項

## ⑮ 9 本計画のために新たに投資する設備 (1) 全ての設備

・本計画のために新たに投資する設備のうち、ソフトウェア、器具備品、機械装置に区分される設備を記載してください。

・設備一式など、投資する設備が具体的でない場合は認定されませんのでご注意ください。

・「事業の用に供する時期」欄には、当該設備が事業の用に供される予定年月を記載してください。

※税制適用の対象となる設備は、計画の認定後に取得等をした設備に限ります。

・「税制対象」欄には、税制適用が該当する設備に「○」を記載してください。

・機械装置についてはデータ連携・利活用の対象となるデータの継続的かつ自動的な収集を行うもの、またはデータ連携・利活用による分析を踏まえた生産活動に対する継続的な指示を受けるものである必要がありますので、その内容を「設備の機能」欄に記載してください。また各設備の機能の仕様を示す資料を添付願います。

## ⑯ 9 本計画のために新たに投資する設備 (2) 上記のうちデータ連携に必要なソフトウェア

・器具備品及び機械装置にソフトウェアの機能が組み込まれている場合は、当該器具備品及び機械装置の名称及び組み込まれたソフトウェアの機能を記載してください。

・データ連携において果たす役割は「4 革新的データ産業活用の目標」の記載内容との関連性が分かるように記載してください。

## 参考 1. 各種様式の記載例

### (1) 申請書（様式第 19 「5\_革新的データ産業活用の内容・実施時期」）記載例

#### 【類型 1】（他社及び個人から得たデータを活用する場合）

①	データの収集及び活用の類型	<b>【類型 1】</b> 他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータを既存の内部データと合わせて連携し、利活用すること
②	連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明	<b>【収集する他の法人若しくは個人が収集若しくは保有するデータの内容】</b> 顧客が登録する商品注文データ <b>【連携する内部データの内容】</b> 既存の〇〇製品の生産データ（過去の生産実績データや在庫データ）と連動させる。
③	データの収集方法	<b>【継続的かつ自動的にデータを収集する方法】</b> 顧客からの商品注文データを、〇〇デバイスにより継続的かつ自動的に収集し、データの連携と分析を行う〇〇システムへ情報を受け渡す。 <b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇デバイス、〇〇システム（ソフトウェア名）
④	データの連携方法	<b>【継続的にデータを連携及び分析する方法】</b> 生産装置は、過去の生産実績データを踏まえた生産計画に従って稼動するが、これとともに、〇〇デバイスから得られた商品注文データや△△システムの在庫データを、生産実績データとともに〇〇システムで組み合わせる。 <b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇（生産装置名）、△△システム（ソフトウェア名）、〇〇システム
⑤	データの活用方法（データを整理し、他の事業者に提供する場合には、それらの方法を含む。）	<b>【分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法】</b> 上記データを組み合わせた〇〇システムで分析を行うことで、いつ時点で何の製品がどの程度必要になるかを予測することができる。この結果を踏まえ、〇〇システムが各製品の生産計画を最適化し、最適化が行われる度に継続的に生産装置に指示を出す。 <b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇システム
⑥	データを直接活用する事業の業種	54 機械器具卸売業
⑦	データの活用による生産、販売その他事業活動の変化	これまでは急な注文増加があった場合に欠品を起こしてしまい、販売機会を逸したり、あるいはそういった欠品を生じさせないために過剰在庫を発生させて無駄なコストを発生させてしまったりしていた。今回の計画を実施することで、それらの欠品や無駄な生産を抑制し、生産効率化を行う。
⑧	実施時期	2018年10月～12月（生産性目標算出期間：2019年度～2021年度）

**【類型2】（センサーデータ等を活用する場合）**

①	データの収集及び活用の類型	<p><b>【類型2】</b> 自らセンサー等を利用して新たに取得するデータを既存の内部データと合わせて連携させ、利活用すること</p>
②	連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明	<p><b>【センサー等を利用して新たに収集するデータの内容】</b> 生産ライン内の製品の品種情報（〇〇情報、〇〇情報）を収集する。</p> <p><b>【連携する内部データの内容】</b> 既存の〇〇製品の生産計画数と連動させる。</p>
③	データの収集方法	<p><b>【継続的かつ自動的にデータを収集する方法】</b> 生産ラインにおける品種情報を、〇〇センサーより継続的かつ自動的に検知し、〇〇サーバへ情報を受け渡す。〇〇サーバにおける〇〇ソフトウェアにより生産ライン内における各生産工程の進捗状況を判別し、別製品を製造する指示を出すことで生産に関わる切り替え工程を効率化する。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇センサー、〇〇サーバ、〇〇（ソフトウェア名）</p>
④	データの連携方法	<p><b>【継続的にデータを連携及び分析する方法】</b> 〇〇ソフトウェアに生産台数情報等の生産計画を入力し、生産装置は〇〇ソフトウェアに入力された情報に従って稼動するが、これとともに、生産ラインにおける〇〇センサーの検知情報を組み合わせることで、未完成品を含めた生産計画に対する生産状況の把握が可能となる。完成品および未完成品の合計が、当初の生産計画数に達した際に、必要量の生産が終わると判断し、自動的に次の生産が計画されている品種の生産を始める切り替えを行う。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇（ソフトウェア名）、〇〇（生産装置名）、〇〇センサー</p>
⑤	データの活用方法（データを整理し、他の事業者に提供する場合にあっては、それらの方法を含む。）	<p><b>【分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法】</b> 生産計画の入力により生産ラインが自動的に必要量を生産するための装置設定に切り替わり、必要量を生産した場合は次の生産計画に入っている品種設定に自動的に切り替わる。これにより、生産品種を変更する際に生産ライン内で〇〇が発生した場合でも〇〇ソフトウェアが〇〇センサーにより判別することで、指示をした製品が完成する。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b> 〇〇（ソフトウェア名）、〇〇センサー、〇〇（生産装置名）</p>
⑥	データを直接活用する事業の業種	27 業務用機械器具製造業
⑦	データの活用による生産、販売その他事業活動の変化	同一生産ラインにおいて、複数の品種を生産しているが、従来は生産ライン内において〇〇であったため、〇〇を行うなど、人手による生産品種の切り替えを行っていた。生産ライン内の〇〇情報を取得し、〇〇情報と連携することで、製品の作り分けの切り替えを自動で行うことが可能となり、生産品種を変更する際の生産ロス時間が削減され、生産ラインの生産可能時間が増加する。
⑧	実施時期	2018年10月～12月（生産性目標算出期間：2019年度～2021年度）

**【類型3】（事業所間・グループ企業間で重要データを利活用する場合）**

①	データの収集及び活用の類型	<p><b>【類型3】</b>            同一の企業グループに属する異なる法人間又は同一の法人の異なる事業所間において、漏えい又は毀損をした場合に競争力上不利益が生ずるおそれのあるデータを、外部ネットワークを通じて連携し、利活用すること</p>
②	連携させるデータの内容、類型該当性に関する補足説明	<p><b>【連携する法人又は事業所の名称】</b>            本社と各営業所（関東営業所、関西営業所）及び中部製造所</p> <p><b>【連携するデータの内容、そのうち漏えい又は毀損した場合に競争力上不利益が生ずるおそれのあるデータ】</b>            各営業所が有する各製品の受注状況データ</p> <p><b>【当該データが漏えい又は毀損した場合に生ずるおそれのある不利益の内容】</b>            各営業所の受注情報が同業他社に漏洩することによって他社に案件を奪われることに繋がるなどして自社の競争力低下を招き得る。</p>
③	データの収集方法	<p><b>【継続的かつ自動的にデータを収集する方法】</b>            新たに本社に導入する〇〇システムにより、各営業所のシステムから各営業所の受注に関するデータを、インターネット（外部ネットワーク）を通じて定期的に吸い上げることにより、収集を行う。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b>            〇〇システム（ソフトウェア名）</p>
④	データの連携方法	<p><b>【継続的にデータを連携及び分析する方法】</b>            〇〇システムに各営業所のデータが集約される際に、データ形式がバラバラな各営業所のデータを整理し、それらのデータを同一の形式に変換し連携したのち、どの営業所でどの製品についてどれだけの数量が必要とされているかの分析を行う。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b>            〇〇システム（ソフトウェア名）</p>
⑤	データの活用方法（データを整理し、他の事業者へ提供する場合にあっては、それらの方法を含む。）	<p><b>【分析したデータの生産活動への継続的な指示の方法】</b>            〇〇システムが分析されたデータを基に、中部製造所の△△システムに対して各製品の生産量を調整する指示を定期的に行なうとともに、各営業所の納期の状況を考慮した配送計画を指示する。</p> <p><b>【利用機器・ソフトウェア】</b>            〇〇システム（ソフトウェア名）、△△システム（ソフトウェア名）</p>
⑥	データを直接活用する事業の業種	54 機械器具卸売業
⑦	データの活用による生産、販売その他事業活動の変化	<p>これまでは関東営業所と関西営業所の中間地点にある中部製造所は関東営業所で受注を受けた製品を主に生産しており、関東営業所の受注がない間に関西営業所の受注分を生産していたため、効率的な稼働ができていなかった。両営業所の受注データがほぼリアルタイムに連携されることによって、生産のロスをなくし、効率的な生産が行える。</p>
⑧	実施時期	2018年10月～12月（生産性目標算出期間：2019年度～2021年度）



## (2) 計画概要資料（事業者作成用）記載例

### 事業者作成用

#### 認定革新的データ産業活用計画の概要

##### 1. 認定革新的データ産業活用事業者の名称

株式会社コネイン

##### 2. 認定革新的データ産業活用計画の概要

(例1) 各生産ラインの設備がネットワークに繋がり、受注データと製造データを連携・分析し、生産効率を最適化することで、新たに多品種少量生産を実現。顧客からの注文データが入力されると、ネットワークで接続された各生産ラインが各製品について必要な組み立て方法や作業工程を識別し、●種類の製品の作り分けを自動最適化。少量発注の大量生産が可能となることで、生産性を最大●%向上。

(例2) ▲の製造工程において、顧客からの発注内容や、各部品のデータ、部品の組立工程等の各種データを一体的に連携させ、組立工程を自動的に最適化するシステムを導入。▲種類以上にわたる多品種の▲の生産を効率化。ホームページから顧客の発注を受けると、必要な部品や、組み立て工程が自動的に整理されて、各種装置・作業員に対して的確な指示がなされるため、複雑な作業を要する▲でも短時間での製造が可能となり、平均して▲週間程度必要だった納期が○時間程度に短縮。

(例3) カメラやセンサー等により得られた■の素材・形状のデータを分析し、危険物を自動的に排除するロボットハンドを制御するAIを導入。これにより、人の手を使わずに危険物が自動的に分別されるため、作業員を危険作業から解放（作業員数約■%削減）するとともに、処理量を約■倍に向上させることを実現。また、廃棄物に関するこれらのデータをAIが学習するため、データの蓄積に伴い、危険物分別の速度と精度が更に向上していく見込み。

(例4) 国内全生産拠点のシステム統合より、データの一元化を実現し、IoT、ビッグデータ分析などの技術を効果的に活用できるデータ連携基盤を構築。生産拠点間のデータ連携により、予防保全の高度化等を進めることで、生産コストの★%の削減、★週間の納期短縮、★などの品質向上を実現した。

(例5) ホールディングス会社制移行に伴い、不効率に各社分散していた全てのITリソースを集約し、データ連携基盤を構築。これにより、グループ経営の見える化（経営判断の高度化）、生産・販売プロセス等の全体最適化、グローバル対応を実現。これらの取組により、◆年間で計◆億円の収支改善見込み。また、当該基盤を活用し、量販店のPOSデータをAI分析することで高度需要予測を実施。社内の生産や出荷調整を最適化することで、量販チェーンの売上効率を最大化。

### (3) 実施状況報告（様式第45）記載例

#### 1. 革新的データ産業活用計画の目標の達成状況

##### (1) 革新的データ産業活用計画の目標の達成状況（平成30年度末）

平成30年10月～12月にかけて各種設備を取得し、12月に事業を開始した。平成30年度末時点において、〇〇と比較して生産ロス時間の〇%が削減され、生産ラインの生産可能時間が〇%増加した。

##### (2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した数値）

(例1) 投資期間中または事業の用に供した年度のため、生産性目標算出期間に該当しない。

(例2) 【労働生産性】伸び率の年平均の〇年間の平均値：〇%

(平成〇年度：年間生産台数：〇万台、営業利益：〇億円)

【投資利益率】〇年間の平均値：〇%

(営業利益：〇億円、減価償却費：〇億円、合計：〇億円)

#### 2. 実施した革新的データ産業活用計画の内容

別表 実施した革新的データ産業活用計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等	(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証	(1) 該当なし
	(2) 特定革新的データ産業活用の実施の予定	(2) 該当なし ※該当ありの場合は実施状況を記載
	(3) 課税の特例 本計画における設備毎の投資額 ソフトウェア：〇千円 器具備品：〇千円 機械装置：〇千円	(3) 該当あり ・特別償却を適用した投資額 ソフトウェア：〇千円 器具備品：〇千円 機械装置：〇千円  ・税額控除3%を適用した投資額 ソフトウェア：〇千円 器具備品：〇千円 機械装置：〇千円  ・税額控除5%を適用した投資額 ソフトウェア：〇千円 器具備品：〇千円 機械装置：〇千円



## 参考2. Q & A

No	質 問	回 答
1	補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、法人税法上の「圧縮記帳」の適用を受けた場合は、圧縮記帳後の金額が税務上の取得価額となります。
2	他の税制との重複適用は可能か。	同一設備に対する複数税制の重複適用はできません。ただし、固定資産税の特例措置とは重複して利用することが可能です。
3	税制措置は、特別償却と税額控除を併用することが可能か。	同一設備に対して、特別償却と税額控除を併用することはできませんが、設備ごとに特別償却と税額控除の措置を使い分けることは可能です。例えば、X機械について特別償却、Y機械については税額控除と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けることができます。
4	税額控除限度超過額の繰越しは可能か。	税額控除限度額を超える分の繰越しは、認められていません。
5	ソフトウェアの制作（システム構築）が複数年にわたる場合、本税制措置の対象となる部分はどこか。	本税制の措置期間において、計画認定を受けて以降、認定計画に盛り込まれた対象設備として取得等を行い、データ連携・利活用事業の用に供し始めたもののみが対象になります。例えば、2018年度からの5か年の設備投資計画である場合、2021年度以降の設備投資があったとしても、税制措置を受けることができるのは、2018年度～2020年度の3年間に取得等し、事業の用に供したことになります。 ※2019年度末までに認定を受けた計画に限ります。
6	税額控除限度額について、他の税制の適用を受けている場合にはどのように計算すればよいか。	他の税制を受ける場合、本税制における税額控除限度額は、その他の税制を適用する前の法人税等額の15%（賃上げ要件を満たした場合には20%）を限度とすることになります。
7	「取得」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	ソフトウェアや機械等の所有権を得たこと、つまりソフトウェアや機械等を購入等したことを指します。例えば、検収が終わっていない設備については、引渡しが済んでいないことから一般的に未取得の状態と考えられます。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。

8	「事業の用に供する」とは、具体的にどのタイミングを指すのか。	業種・業態・その資産の構成及び使用の状況を総合的に勘案して判断されますが、一般的にはその減価償却資産の持つ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至ったことを指します。例えば、機械等を購入した場合は、機械を工場内に搬入しただけでは事業の用に供したとはいえ、その機械を据え付け、試運転を完了し、製品等の生産を開始した日が事業の用に供した日となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合は、所轄の税務署までご確認ください。
9	取得価額の範囲には、どのような費用が含まれるか。	対象となる減価償却資産の取得価額は、①当該固定資産の購入対価、②外部付随費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他購入のために要した費用）、③当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の金額（即ち、内部取付費用、例えば据付費、試運転費等）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額になります。
10	取得価額に消費税は含まれるか。	消費税の額を含めるかどうかは事業者の経理方式によります。すなわち、資産について税込経理であれば消費税を含んだ金額で、資産について税抜経理であれば消費税を含まない金額になります。
11	本税制の対象となる事業者に制限はあるのか。	青色申告書を提出する法人・個人であれば、業種・資本金規模を問わず対象になります。
12	導入する設備について、どの種類の減価償却資産（ソフトウェア、器具備品、機械装置等）に該当するか。	個々の設備をどの種類の資産として計上するかは、耐用年数省令に基づき判断を行うことになります。社内の経理担当者又は税理士・公認会計士等に御確認いただき、個別ケースで判断に迷われる場合には、所轄の税務署まで御確認ください。
13	ソフトウェア・器具備品・機械装置以外の分類は本税制の対象設備になるか。	本税制の対象となる設備は、ソフトウェア・器具備品・機械装置に分類されるものになります。そのため、税法上、それ以外の分類（例えば車両運搬具や建物、建物附属設備等）に含まれるものは対象となりません。建機については、ブルドーザーやパワーショベルなど一部が「機械装置」に含まれるなど、対象になる可能性があります。資産分類の詳細については、社内の経理担当者・税理士・公認会計士や所轄の税務署に御確認ください。

14	自らが製作し、資産計上した設備は対象となるか。	取得（購入）するもの以外に、自ら製作するものも対象に含まれます。
15	税制の対象にはソフトウェア構築等に要する人件費は含まれるのか。	ソフトウェアの製作のために要した労務費は対象となる取得価額に含まれることとなっております。
16	設備の修繕は対象となるか。	対象外です。
17	リースは対象となるか。	ファイナンスリースのうち、所有権移転ファイナンスリース取引については税額控除・特別償却いずれも対象になりますが、所有権移転外リース取引については税額控除のみ対象（特別償却は対象外）となります。なお、税額控除限度額は毎年のリース料ではなく、リース資産額をベースに計算することとなります。 また、オペレーティングリースについては税額控除・特別償却いずれも対象外になります。
18	どのような設備が対象外になるか。	以下に該当する設備は対象外になります。 ①中古設備、②貸付設備（賃貸資産）、③以下(※)の事業の用に供する資産 (※) 試験研究、ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット付随サービス業 但し、②貸付設備に該当する場合であっても、共同計画に含まれる他社が保有するデータを自社も含めて、共同で利用するために利用させる場合等、一定の場合には、本税制の適用対象となります。個別ケースにおいて判断に迷われる場合には、所轄の税務署等までご確認ください。
19	税制の対象にはクラウドサービスの利用料は含まれるのか。	資産計上されるもののみが対象となるため、クラウドサービス利用料のように費用計上されるものは対象になりません。また、投資合計額要件の金額にも加算できません。

20	データ分析等をクラウド上で行うため、器具備品や機械装置のみを取得予定であるが、税制の適用は可能か。	本税制の適用対象となるためには、対象となるソフトウェアの取得等をして資産計上を行う必要があります。ただし、取得等する器具備品又は機械装置にデータ連携・利活用を行うソフトウェア機能（データ収集、分析、指示機能等）が組み込まれている場合であれば、ソフトウェアの資産計上が新たになくとも、その器具備品又は機械装置について本税制の適用対象となります。
21	設備を共有する場合はどのような扱いになるのか。	設備に設定している共有持分に基づき資産計上している資産の取得価額が対象になります。
22	計画策定時に購入予定の設備を特定しておく必要があるか。	計画策定時に事業計画に係る取組に必要な設備を列挙する必要があります。対象設備に合致するか、導入予定設備の取得価額から投資合計額等を満たすか、などを確認します。
23	セキュリティの専門家として登録セキスペが例示されているが、他にはどういった専門家がいるか。	大企業については登録セキスペ（情報処理安全確保支援士）のみがセキュリティの専門家になりますが、税法上の中小企業者等に該当する企業についてはITコーディネータも当該専門家に含むことができます。
24	セキュリティの専門家は社内にいる必要があるか。	必ずしも社内で雇用する必要はなく、システム構築等の委託先に所属する専門家や構築等に関わらない外部（第三者）の専門家でも構いません。
25	必要なセキュリティ対策とは具体的に何か。	セキュリティが確保されたシステム設計になっていること及び事業実施時のセキュリティ対策の方針が適切に策定されていること等が必要です。個別具体的な対策については、構築するシステムや運用によっても異なるため、セキュリティの専門家が十分なセキュリティ対策がとられていることを確認することとしています。
26	生産性向上要件について「一定期間」とはどの程度か。	投資した年度の翌年度から3年間です。
27	生産性向上目標要件は、事業者全体での達成が必要か。	事業計画に係る取組範囲において、生産性向上の見込みを明示していただく必要があります（事業者全体で達成する必要はありません）。



28	新規に事業を立ち上げた場合、労働生産性の伸び率はどのように算出するのか。	例えば、既存の事業で類似事業がある場合には、当該事業を参考に労働生産性の伸び率を算出する、又は、新事業の立ち上げに際してスクラップした事業を参考に算出する、ことなどを想定しています。そのどちらにも該当しない場合には、事業者全体の労働生産性から新事業による生産性向上効果を算出することも可能です。
29	最低投資合計額要件はいくら以上か。	5,000 万円以上です。 なお、本要件は「事業計画単位」で判断するため、申請される事業計画に含まれる対象設備（ソフトウェア・器具備品・機械装置）が単品 5,000 万円以下であっても、計画単位での合計が 5,000 万円以上になっていれば要件を満たします。
30	賃上げは税制適用のために必須か。	賃上げは税制適用の要件ではありませんが、当該要件をクリアすることで税制措置が上乘せされ、税額控除率 5%（上限額も法人税額の 20%まで引上げ）を適用することができます。
31	計画の策定単位は、事業者全体か、それとも事業単位か。	計画の策定単位は、事業単位です。具体的には、データ連携・利活用に資する設備導入の目的に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率や労働生産性を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するための必要最小限の単位とします。
32	一事業者が複数の事業計画を申請することは可能か。	可能です。計画は事業単位で策定することになるため、単年度において、一事業者が複数の事業計画を申請することも想定しています。
33	設備投資を行う工場と本社とで管轄する経済産業局が異なる場合、どちらに申請すればよいか。	本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。ただし、設備の導入場所に当該申請について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合には、設備導入地を管轄する経済産業局または総合通信局に御相談の上、申請いただくことも可能です。
34	複数の事業者が共同で事業を行う場合、いずれの事業者の本社所在地を管轄する経済産業局に申請すればよいか。	複数の事業者のうち、主となる事業者の本社所在地を管轄する経済産業局及び総合通信局へ申請してください。共同して事業を実施する場合には、まとめて一つの申請書を経済産業局及び総合通信局に申請していただく必要があります。 なお、他者からデータの提供を受けるのみであれば、「社外データとの連携」として 1 社単独の事業計画として申請していただくことを想定しています。

35	取得価額の根拠資料とはどのような資料を指すのか。	本税制適用の前提となる投資計画の策定段階においては、通常、対象設備の発注や契約書の締結といった段階まで至っておらず、投資計画策定に用いる投資見込金額策定のための見積書等を入手しているにすぎないことを想定しています。したがって、ここで必要となる取得価額は、金額が確定しているものに限定されるものではありませんので、投資利益率の分母金額の算定根拠となった見積書等を根拠資料とすることで足りるものとしています。
36	認定された計画に記載のない設備を追加取得する場合、税制の対象となるのか。 また、最終的な金額が5,000万円を下回った場合にはどうなるか。	投資設備に変更が生じた場合には、計画変更の手続きを行っていただき認定を受けることで、税制措置を受けることができます。 なお、最終的に税務申告する際、事業計画に係る取組に必要な設備の合計額が5,000万円を下回った場合には、当該年度の税務申告では税制の適用を受けられません。
37	認定された計画に対するフォローアップは必要か。また、生産性向上目標要件の不履行などの事後的要件不適合による計画認定の取消は起こり得るか。	当該事業年度終了後に投資計画の履行状況を報告していただく必要があります。その結果、要件の不適合性が認められた場合には、認定の取消・公表を行う可能性があります。
38	生産性向上特別措置法に基づいて認定される事業計画は、最大何か年計画まで認められるのか。	最大で5年です。なお、課税の特例措置は2020年度末で終了します。 ※課税の特例措置を受けられるのは、2019年度末までに認定を受けた計画に限ります。
39	申請から認定の可否はどのくらいの期間で示されるか。	正式な申請から概ね1ヶ月以内を目途としていますが、余裕を持って御申請ください。なお、個人情報保護委員会への協議を要する場合、協議にはさらに一定の時間を要する点にご留意ください。

40	課税の特例の対象となるソフトウェアとは、具体的にどういうことを言うのか。	<p>本税制の対象となるソフトウェアとは、これまで連携したことのない2種類以上の異なるデータを連携し、分析するために、継続的かつ一体的に管理するもので、電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものとして、事業計画に記載されたものを取得又は製作することを言います。</p> <p>そのため、独立したアプリケーションソフトだけでなく、機械装置や電気計算機（PC等）に組み込まれているもの（OS、ミドルウェア、アプリケーションソフト等の区分なく一体として機能するものなど）であっても、上記機能を有するものであれば該当します。</p> <p>ただし、クラウドサービスによって利用するシステムなどは該当しません。</p> <p>個別のケースにおいて判断に迷われる場合は、本社所在地を管轄する総合通信局又は経済産業局にご相談ください。</p>
----	--------------------------------------	--